

静岡県告示第245号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) この要綱において「小規模介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p><u>(7) この要綱において「小規模軽費老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) この要綱において「老人短期入所施設」とは、老人福祉法第20条の3に規定する施設をいう。</u></p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p><u>(16) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎</u></p>



別表1 地域密着型サービス等整備助成事業の項中

4,270,000円

を

4,270,000円  
(知事が別に定める施設との合築又は併設を行う場合にあつては、地域密着型特別養護老人ホームの定員1人当たり213,500円を加算する。)

に改め、同表介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項中

有料老人ホームへ転換するものであつて、知事が別に定める要件を満たすもの

を

- (1) 大規模特別養護老人ホーム
- (2) 大規模介護老人保健施設
- (3) 大規模軽費老人ホーム
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (5) 小規模介護老人保健施設
- (6) 小規模軽費老人ホーム
- (7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設
- (8) 認知症高齢者グループホーム
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 生活支援ハウス
- (12) 有料老人ホームへ転換するものであつて、知事が別に定める要件を満たすもの
- (13) サービス付き高齢者向け住宅へ転換するものであつて、知事が別に定める要件を満たすもの

に改め、同表既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の項中

介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設する事業	有料老人ホームへ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの	定員 1 人当たり	1,930,000 円
-------------------------------	-------------------------------------	-----------	-------------

を

介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム	定員 1 人当たり	転換創設をする場合にあっては 1,930,000 円 転換改築をする場合にあっては 2,390,000 円 転換改修をする場合にあっては 964,000 円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模軽費老人ホーム		
	(4) 地域密着型特別養護老人ホーム		
	(5) 小規模介護老人保健施設		
	(6) 小規模軽費老人ホーム		
	(7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設		
	(8) 認知症高齢者グループホーム		
	(9) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(11) 生活支援ハウス		
	(12) 有料老人ホームへ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの		
	(13) サービス付き高齢者向け住宅へ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの		

に改める。

別表 2 の 2 (2) 中

有料老人ホームへ転換するもの

を

- (1) 大規模特別養護老人ホーム
- (2) 大規模介護老人保健施設
- (3) 大規模軽費老人ホーム
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (5) 小規模介護老人保健施設
- (6) 小規模軽費老人ホーム
- (7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設
- (8) 認知症高齢者グループホーム
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 生活支援ハウス
- (12) 有料老人ホーム
- (13) サービス付き高齢者向け住宅

に改め、

同表 2 (3) 中

有料老人ホームへ転換するもの

を

- (1) 大規模特別養護老人ホーム
- (2) 大規模介護老人保健施設
- (3) 大規模軽費老人ホーム
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (5) 小規模介護老人保健施設
- (6) 小規模軽費老人ホーム
- (7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設
- (8) 認知症高齢者グループホーム
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 生活支援ハウス

に改め、

- |                    |
|--------------------|
| (12) 有料老人ホーム       |
| (13) サービス付き高齢者向け住宅 |

同表 3 (2) 中

介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設する事業	有料老人ホームへ転換するもの
-------------------------------	----------------

を

介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模特別養護老人ホーム</li> <li>(2) 大規模介護老人保健施設</li> <li>(3) 大規模軽費老人ホーム</li> <li>(4) 地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>(5) 小規模介護老人保健施設</li> <li>(6) 小規模軽費老人ホーム</li> <li>(7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設</li> <li>(8) 認知症高齢者グループホーム</li> <li>(9) 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(11) 生活支援ハウス</li> <li>(12) 有料老人ホーム</li> <li>(13) サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>
--	---

に改め、同表 3 (3) 中

介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設する	有料老人ホームへ転換するもの
-----------------------------	----------------

を

介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設をし、転	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模特別養護老人ホーム</li> <li>(2) 大規模介護老人保健施設</li> <li>(3) 大規模軽費老人ホーム</li> <li>(4) 地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>(5) 小規模介護老人保健施設</li> <li>(6) 小規模軽費老人ホーム</li> <li>(7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設</li> </ul>
-------------------------------	---

事業		換改築をし、又は転換改修をする事業 (8) 認知症高齢者グループホーム (9) 小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (11) 生活支援ハウス (12) 有料老人ホーム (13) サービス付き高齢者向け住宅
----	--	---

に改める。

別表 3 中	地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム	基準単価に0.10を乗じて得た額
--------	--------------------------------	------------------

地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 小規模軽費老人ホーム 大規模軽費老人ホーム 生活支援ハウス	基準単価に0.10を乗じて得た額
---	------------------

小規模多機能型居宅介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 看護小規模多機能型居宅介護事業所	を
---	---

小規模多機能型居宅介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 小規模軽費老人ホーム 大規模軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 看護小規模多機能型居宅介護事業所	に改める。
---	-------

小規模介護老人保健施設  
大規模介護老人保健施設  
生活支援ハウス

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。